

【重要】

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、これまでも令和2年3月2日付け事務連絡等によりお示ししているところですが、学生等の私事渡航に関する考え方を取りまとめました。関係各位におかれては、お目通しくださいますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年3月17日

各都道府県
各都道府県教育委員会
各国公私立大学 担当課 御中
各国公私立高等専門学校
厚生労働省医政局
厚生労働省社会・援護局

文部科学省高等教育局学生・留学生課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

学生等の私事渡航に関する新型コロナウイルスに関連した感染症の拡大防止について(周知)

新型コロナウイルス感染症については、各国・地域において感染者数が増加し、世界保健機関(WHO)において「制御可能な世界的大流行(パンデミック)」を宣言するなど、日々状況が変化しています。

令和2年3月2日付け事務連絡において、各大学等に対して、感染症の拡大防止の必要性について学生等の理解を促すとともに、人の多く集まるような場所にむやみに赴かないなど、感染拡大の危険を高める行為を慎むよう、適切な周知・啓発をお願いしていたところですが、各大学等においては、昨今の世界各地での感染の広まりを踏まえ、海外渡航を行う可能性のある学生等について、外務省の「感染症危険レベル情報」等を参照し、感染拡大の危険を高めることがないよう、感染症の拡大防止の必要性について改めて学生等の理解を促すようお願いいたします。感染症危険レベル情報については、昨夜(令和2年3月17日)も更新があり、欧州の多くの地域のレベルが引き上げられているところですので、常に最新の情報を入手し、適切に対応してください。

その際には、令和2年3月16日付け事務連絡で留学生について、留意点を示しているところ、各大学等において、私事渡航を行う可能性のある学生等を含め、在籍している学生等に、本事務連絡の内容(特に「1. 日本人留学生等に対する危機管理情

報の提供について)を周知する等の対応をとっていただくとともに、令和2年3月2日付け事務連絡においても改めて参照いただき、適切な対応をお願いします。これらの事務連絡については、今後も更新を行う可能性がありますので、併せてご確認ください。なお、令和2年3月2日付け事務連絡の中で、「大学等において感染者が生じた場合にあっては、当分の間、その旨を文部科学省に報告いただきたい」こととしておりますところ、こちらについても引き続き宜しくお願いします。

専修学校又は各種学校について、所管又は所轄する各都道府県等におかれては、このことについて、各専修学校及び各種学校に対して周知をお願いします。

【参考】

- 令和2年3月16日付け事務連絡「日本人留学生及び外国人留学生に関する新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について(依頼)」
- 令和2年3月2日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の要請に係る留意事項について(周知)」

【本件担当】

○学生の私事渡航について
文部科学省学生・留学生課
直通：03-6734-2519

○専修学校・各種学校について
文部科学省生涯学習推進課
直通：03-6734-2939

※3月2日付け事務連絡や、3月16日付け事務連絡にてお願いしている内容については、それぞれの事務連絡に記載のある担当課にご連絡ください。

【重要】

新型コロナウイルス感染症に対応するため、別添のとおり、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について通知がありました。大学及び高等専門学校については、当該通知の直接の対象ではありませんが、同感染症の拡大を防止するため、これらの動向も踏まえ適切に御対応をいただきたく、御一読くださいますようお願いいたします。

事務連絡

令和2年3月2日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の要請に係る留意事項について（周知）

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。

このことを受け、別添のとおり、文部科学事務次官より小学校等の設置者に対して、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業を要請する通知が発出されたところです。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）については、当該要請の対象となるものではありませんが、現状に鑑み、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を改めて徹底すべく、これまで御連絡いたしました事項を整理するとともに、別添通知の趣旨を踏まえ、新たに御留意いただきたい事項をまとめましたので、お知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところ

ですが、今がまさに、新型コロナウイルスの感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期にあります。各大学等におかれても、関連ホームページ等で最新の情報収集に努め、時機を捉えて、学生・教職員等への周知等の必要な対応を検討いただきますよう、重ねてお願いいたします。

記

1. 既報事項について

(1) . 感染拡大の防止に関する取組の徹底について

- ・ 令和2年2月25日付事務連絡「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」においてお知らせした通り、学生に感染症が発生した場合や学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法の規定に基づき、大学等の臨時休業や当該学生の出席停止等の措置を適切に講じること。
- ・ 併せて、大学等に感染者や感染者の濃厚接触者がいない場合であっても、地域全体での感染防止を抑えることを目的に、新型コロナウイルスの地域における流行早期の段階において、当該大学等の所在する地域を管轄する保健所など都道府県等の衛生部局等とも十分に相談し、公衆衛生対策として積極的な臨時休業を行うことも考えられること。
- ・ 感染拡大の防止の観点から、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する大学等においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させるよう徹底すること。
- ・ 大学等において感染者が生じた場合にあっては、当分の間、その旨を文部科学省に報告いただきたいこと。

(2) . 大学等におけるイベント・催事の取扱いについて

- ・ 大学等が主催するイベント(入学予定の高校生等を対象とするものを含む。)については、令和2年2月21日付事務連絡「厚生労働省『イベント開催に関する国民の皆様へのメッセージ』の周知について」や令和2年2月25日付事務連絡「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について(令和2年2月25日時点)」において御連絡のとおり、現時点で一律に自粛要請を行うものではないが、感染の広がりや会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討いただきたいこと。
- ・ イベントの開催にあたっては、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状ある方には参加をしないよう依頼をするこ

と等、感染機会を減らす工夫をしていただきたいこと。

(3) . 大学入学者選抜について

- ・ 今後予定されている大学入学者選抜については、令和2年2月20日付事務連絡「大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報提供等について」を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受験機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の柔軟な対応を行っていただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。
- ・ なお、実際に感染等により受験できなかったような受験生がいる場合などについては、文部科学省とも幅広によく相談いただきたいこと。

2. 新たにご留意いただきたい事項について

別添通知において、児童生徒の保健管理に関する事項として、「新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること」とあることも踏まえ、各大学等においても、感染症の拡大防止の必要性について学生の理解を促すとともに、人の多く集まるような場所にむやみに赴かないなど、感染拡大の危険を高める行為を慎むよう、適切に周知・啓発を図ること。

また、別添通知において、学校の「教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務・・・により学校へ出勤させないようにする」ことなどの記載があることも踏まえ、各大学等においても、教職員の感染対策を適切に行っていただきたいこと。

なお、2020年度卒業・修了予定者の就職活動について、新型コロナウイルスに係る感染症の影響に配慮いただきたい旨を、令和2年2月28日付事務連絡「2020年度（2021年3月）卒業・修了予定者の就職活動への配慮要請について（周知）」にてお示ししているところ、改めて参照いただきたいこと。

【本件担当】

- 全体について
文部科学省高等教育局高等教育企画課
直通：03-6734-2475
- 学生の就職活動について
文部科学省高等教育局学生・留学生課
直通：03-6734-3354
- 大学入学者選抜について
文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室
直通：03-6734-4902

- 国立大学について
文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課
直通：03-6734-3760
- 公立大学について
文部科学省高等教育局 大学振興課
直通：03-6734-3370
- 私立大学について
文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課
直通：03-6734-2527
- 高等専門学校について
文部科学省高等教育局 専門教育課
直通：03-6734-3347